

## 別添3 加工原料乳特別調整事業

### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）第2条第4号第1号で定める第1号対象事業を行う対象事業者のうち、法第2条第4項第1号イに規定する生乳生産者団体又は畜産を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社（「独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第1条の規定に基づく農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）」の7に適合するものに限る。）であって、令和5年度において生乳の生産抑制を計画しているものとする。

### 第2 事業の内容

牛乳等の消費減退により、法第7条に基づき認定された令和5年度の加工原料乳の数量（以下「認定数量」という。）の総和が法第6条の総交付対象数量を超え、かつ事業実施主体が生乳の生産抑制の計画を実行していると見込まれる場合において、次に掲げる事業実施主体ごとにそれぞれの金額を当該生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者（以下「委託・売渡者」という。）に対し、加工原料乳特別調整補助金（以下「補助金」という。）として交付するものとする。

- 1 法第10条に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）として指定を受けている事業実施主体にあつては、当該事業実施主体に係る認定数量から法第5条第3項の交付対象数量を差し引いた数量（以下「超過数量」という。）に法第8条第1項の生産者補給金の単価（以下「補給金単価」という。）及び法第15条の集送乳調整金の単価を乗じて得た金額
- 2 それ以外の事業実施主体にあつては、超過数量に補給金単価を乗じて得た金額

### 第3 事業の要件等

#### 1 補助金の交付対象者

この事業の補助金の交付対象となる者は、委託・売渡者とする。

#### 2 補助金単価

補助金の単価は、指定事業者として指定を受けている事業実施主体にあつては11.34円/kg、それ以外の事業実施主体にあつては8.69円/kgとする。

#### 3 交付対象となる数量

補助金の交付対象となる数量（以下「支払対象数量」という。）は、事業実施主体の超過数量のうち、当該委託・売渡者が生産した加工原料乳の数量として当該事業実施主体が算出する数量とする。

#### 4 支払対象数量の上限

補助の対象となる事業実施主体の支払対象数量の総和は10万トンを超えないものとする。

#### 5 牛乳等の消費減退の基準

第2の牛乳等の消費減退は、農林水産省大臣官房統計部から公表される牛乳乳製品統計における用途別処理量（全国）のうち牛乳等向けの実数について、令和5年の数量が令和4年の数量を下回ることを基準とする。

#### 6 補助金の交付

事業実施主体は、5に定める基準を満たした場合に限り、補助金単価に支払対象数量を乗じて得た額を委託・売渡者に対し交付する。

#### 7 補助金の不交付及び返還

(1) 事業実施主体は、第4の1の生乳生産抑制計画の計画的な実行が見込まれない場合、委託・売渡者に対し6に定める補助金を交付せず、又は既に交付した補助金を返還させることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、委託・売渡者がこの要綱の規定に従わない場合には、当該委託・売渡者に対し、6に定める補助金の全部又は一部を交付しないことができるものとする。

(3) 事業実施主体は、委託・売渡者（その代表者又は役員等を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合には、当該委託・売渡者に対して6に定める補助金を交付せず、又は既に交付した補助金を返還させることができるものとする。

### 第4 事業の実施

#### 1 生乳生産抑制計画の作成

事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、法第5条の規定により事業実施主体が作成し農林水産大臣に提出する令和5年度に係る年間販売計画（以下「年間販売計画」という。）の内容を踏まえ、あらかじめ生乳生産抑制計画を作成し、第6に定める補助金交付申請書に添えて理事長に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。

### 3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和5年度とする。

## 第5 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第6 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30パーセントを超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、交付決定額を限度として補助金を概算払することができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）概算払請求書を理事長に提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

事業実施主体は、この事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに別紙様式第4号の酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第7 消費税及び地方消費税の取扱い

## 1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

## 2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

## 3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第8 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、

電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

## 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めることができるものとする。

(別表)

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
加工原料乳特別調整事業	事業実施主体が支払対象数量に応じて、補助金を交付するのに要する経費（ただし、10万トンを限度とする。）。	定額（ただし、生乳1 kg当たり法第10条に規定する指定事業者として指定を受けている事業実施主体にあつては11.34円、それ以外の事業実施主体にあつては8.69円とする。

別紙様式第1号

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）を実施したいので、酪農緊急パワーアップ事業実施要綱別添3の第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		機構補助金 ②	その他 ③	
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

#### 4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日      令和    年    月    日
- (2) 事業完了予定年月日   令和    年    月    日

#### 5 添付資料

- (1) 定款
- (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

※添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの **URL** を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）実施計画

1 生乳生産抑制計画

別添のとおり

2 加工原料乳特別調整事業

(1) 生乳生産抑制計画の実行状況

(単位：kg)

生乳受託・買取販売数量	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	計
実績					

(注) 実績が確定していない四半期については、生乳生産抑制計画と同じ数値を記載すること。

(2) 加工原料乳の発生状況

(単位：kg)

	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	計
計画					
実績					

(注1) 計画には、年間販売計画の数値を記載すること。

(注2) 実績が確定していない四半期については、年間販売計画と同じ数値を記載すること。

(3) 補助金の交付

都道府県 又は地域	事業対象者数 (人)	支払対象数量 ① (kg)	交付額 ①×〇円

(注1) 都道府県又は地域別に記載すること。

(注2) 補助金の単価は、指定事業者として指定を受けている事業実施主体にあつては11.34円/kg、それ以外の事業実施主体にあつては8.69円/kgとする。

別添

令和5年度生乳生産抑制計画

1 生乳の生産抑制の計画

(単位：kg)

生乳受託・ 買取販売数量		第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	計
令和4年度	計 画					
令和5年度	計 画					

2 添付書類

年間販売計画の写し

別紙様式第2号

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）  
補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の  
あった酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）の実施について、  
下記の理由により変更したいので承認されたく、酪農緊急パワーアップ事業実  
施要綱別添3の第6の2の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

(注) 記の記載要領は、別紙様式第1号の補助金交付申請書の記の様式に準じ  
るものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換  
え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変  
更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分  
を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類の変更については、補助金交付申請時に添付したものに  
変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第3号

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）  
補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の  
あった酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）の実施について、  
下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、酪農緊急パワーアップ事  
業実施要綱別添3の第6の3の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

(単位：円、%)

区 分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) / ②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構補 助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施  
状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名    ○○銀行    ○○支店
- (2) 預金種類        ○○預金
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別紙様式第4号

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）  
実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の  
あった酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）について、下記  
のとおり実施したので、酪農緊急パワーアップ事業実施要綱別添3の第6の4  
の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）  
実績書」のとおり。

別紙様式第1号の別紙に準じて作成すること。

3 事業に係る精算額

(単位：円)

区分	交付決定		事業実績			既概算払 受領額 ②	差引 精算払 請求額 ①－②	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金 ①	その他			
合計								

4 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 振込先金融機関名等

(1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店

(2) 預金種類 ○○預金

(3) 口座番号

(4) 口座名義

別紙様式第5号

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）に  
係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知  
のあった令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（加工原料乳特別調整事業）  
補助金について、加工原料乳特別調整事業別添3の第7の3の規定に基づき、  
下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 円を返還  
します。（返還がある場合、記載すること））

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額  
（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料